

# 遺族年金の受給権についての一考察

## ——生計維持関係および重婚的 内縁配偶者を中心に

A Study for the Recipient Rights of the Survivor Pensions: Centered on  
Livelhood Keeping Relations and A Common-Law Marriage Situations

柏 崎 洋 美

### 要 旨

厚生年金保険法は、労働者その他の労務提供者が私的社会生活を営む過程において死亡などの社会的事故に遭遇することに関連して、一定の場合「遺族厚生年金」を支給する。「遺族厚生年金」は、死亡した被保険者の収入によって生活をしていた者にとって、重要な役割をはたすものである。

この遺族厚生年金を受給することができる「遺族」は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者等であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者によって「生計を維持していた」もの（生計維持関係）である。そして、遺族厚生年金の受給権者となる「配偶者」の中には「戸籍の届出に係る配偶者」のみならず「事实上婚姻関係と同様の事情にある者」（内縁配偶者）も含まれる。

そこで、遺族厚生年金の受給に伴って問題となるのが、① 生計維持関係の問題、および、② 法律上の配偶者に加えて内縁配偶者がいるという「重婚的内縁配偶者」の問題である。このことは、遺族厚生年金の受給においてしばしば実際に問題になり最高裁判所の判決を含めて種々の判決が言い渡されている。

判例の判断要素を検討すると、① 生計維持関係の判断基準については、厚生年金保険法施行令3条の10により、被保険者の死亡当時その者によって生計を維持していた配偶者とし、かつ、厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者としている。この場合に、被保険者の経営する会社から取締役および監査役として取得する報酬は、たとえ生活費の実態を有する部分が存在したとしても全額が収入と判断される。

また、② 重婚的内縁配偶者が遺族厚生年金の受給権者となる場合の判断基準は、法律婚をしている夫婦が(1)離婚の合意に基づき共同生活を廃止しているとき、(2)一方の悪意の遺棄によっておおむね

内縁関係が10年以上継続しているときである。これまでの判例においては、いずれか一方の配偶者に遺族年金が支給されるという判断がなされてきたが、カナダのように保険料を納めていた同居期間に応じて分割支給するという方法も考えられる。

さらに、近親的内縁者への支給は、原則禁止されるが特段の事情（農業後継者の確保等）によって認められるとされている。

## 目 次

一	はじめに .....	158
二	生計維持関係が主な争点となった事件 .....	159
	(1) 法律上の妻が夫の経営する会社の取締役として報酬を得ていた場合 .....	159
	(2) 法律上の妻が夫の経営する会社の監査役として報酬を得ていた場合 .....	161
	(3) 若干の検討 .....	162
三	重婚的内縁関係および近親婚関係が主な争点となった事件 .....	164
	(1) 互いに協力して社会通念上夫婦として共同生活を現実に営んでいた場合 .....	164
	(2) 離婚の話合いが行われていた場合および婚姻関係修復の努力が行われていなかつ た場合 .....	165
	(3) 叔父と約42年間にわたって近親婚関係にあった場合 .....	166
	(4) 若干の検討 .....	168
四	判例における判断要素 .....	169
五	終わりに .....	171

### 一　はじめに

厚生年金保険法は、労働者その他の労務提供者が私的社会生活を営む過程において老齢などの社会的事故に遭遇することに関連して、主として国をして保険制度の利用による一定の給付を行なうことによりその者の生活不安を除去・軽減し、これらの者に人たるに値する生活を保障しようとする法律である<sup>(1)</sup>。

この社会的事故には、労務提供者や老齢厚生年金を受給している者などが死亡する場合も含まれる。そして、死亡した被保険者の収入によって生活をしていた者にとって、重要な役割をはたすのが「遺族厚生年金」である。

より具体的にいえば、被保険者が死亡した場合や被保険者であった者が初診日から5年以内に死亡する場合<sup>(2)</sup>に、生計維持関係にある遺族に対して遺族厚生年金が支給されるのである（厚生年金保険法58条・59条）。

この遺族厚生年金を受給することができる「遺族」は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者・子・父母・孫又は祖父母であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者によって「生計を維持していた」もの（生計維持関係）である。ただし、妻以外の者にあっては、一定の要件に該当する場合に限られている（同法 59 条 1 項）。また、厚生年金保険法における遺族厚生年金の受給権者となる「配偶者」の中には「戸籍の届出に係る配偶者」のみならず「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」（内縁配偶者）も含まれる（同法 3 条 2 項）。

そこで、遺族厚生年金の受給に伴って問題になるのが、① 生計維持関係の問題、および、② 法律上の配偶者に加えて内縁配偶者が存在するという「重婚的内縁配偶者」の問題である。このことは、遺族厚生年金の受給において、しばしば問題になり最高裁判所の判決を含めて種々の判決が言い渡されている。

上記 2 点の観点から、代表的な判例を判例研究の形式において考察し、判例が考慮にいれている判断要素を分析して、現段階でいかなるアプローチが採られているのかを以下に検討する。その際に、厚生年金保険法と同様の規定をしている私立学校教職員共済法および農林漁業団体職員共済法等に関する判例も検討の対象とする。

## 二 生計維持関係が主な争点となった事件

### (1) 法律上の妻が夫の経営する会社の取締役として報酬を得ていた場合

（東京高裁平成 11 年 2 月 10 日判決）

（イ）この事件<sup>(3)</sup>の事実の概要は、以下のようなものであった。

（i）X（原告・被控訴人）は、亡 A の法律上の配偶者（妻）であり、Y（被告・控訴人）は、社会保険庁長官である。

X と亡 A は、昭和 16 年ころ結婚の挙式をし、昭和 17 年 5 月 4 日、婚姻届を提出した。X と亡 A の間には、3 人の子が存在した。

（ii）亡 A は、昭和 33 年に訴外 C 株式会社（以下、「訴外 C 社」という）を設立した。亡 A は、当時、訴外 C 社の社員であった B と親密な関係になった。亡 A は、B との間に 2 人の子をもうけ、いずれも認知した。

このため、昭和 43 年 10 月ころから、X と亡 A は、別居状態となった。亡 A は、別居後も X に対し、生活費として月 20 万円ないし 30 万円程度を交付していた。

（iii）その後、昭和 47 年、X は、訴外 C 社の販売を業務として行なう訴外 D 株式会社（以下、「訴外 D 社」という）の取締役に就任し、昭和 48 年に取締役就任登記がなされ、以後、同社から月額 18 万円（当初は 15 万円）程度の役員報酬を受けるようになった。このため、亡 A 自身の収入から X に対して生活費が交付されることなくなってしまった。X は亡 A 死後も訴外 D 社の取締役として登記され、X に対する取締役報酬も継続して支払われていた。X は平成 10 年に

訴外D社の取締役を任期満了で退任した。

また、昭和51年ころ、Xが居住していた居宅の底地について、亡AからXに対して贈与がなされた。

(iv) 亡Aは、平成5年10月6日に死亡した。Xは、平成5年12月20日、Yに対し、遺族厚生年金の支給裁定請求をしたが、Yは、Xが亡Aにより生計を維持していたものとは認められないとして、Xに対し、遺族厚生年金を支給しない旨の処分をした。

(v) Xは、本件処分を不服として、東京社会保険審査官に対して審査請求をしたが棄却され、さらに社会保険審査会に対して再審査請求をしたが、再審査請求から3ヵ月経過しても同審査会は裁決を行なわなかった。その後、Xは東京地方裁判所に本件処分の取消しを求めて訴えを提起したが、請求を棄却され東京高等裁判所に控訴した。

(vi) 判旨は以下のような理由で請求を棄却した（上告）。

判旨は生計維持関係の認定について次のように一般論を示してXの請求を棄却した。

「遺族年金の受給者たるべき遺族とは、当該被保険者等の出捐に依拠して生計を維持していた者を予定しているものということができる。そして、『当該被保険者等の出捐に依拠して生計を維持していた』というためには、被保険者等の出捐が当該遺族の生計を維持するための相当な部分を占め、当該被保険者の出捐が失われるときは当該遺族の生計の維持に支障を来すこととなる関係を必要とするものというべきである。もっとも……本件通達〔「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（昭和61年4月30日府保発第29号、以下「本件通達」という）によって生計維持要件の基準が明らかにされているのであり……原則として、生計を同一にすることを要するとし……別居配偶者について……消費生活上の家計を1つにしている実態を必要とすることは一応合理的なものということができる。」

次いで、判旨は本件の事実関係に基づいて以下のように述べた。

「Xと亡Aは、昭和43年10月ころ、別居を開始し、亡Aの死亡時には住所を異にしていた。……Xと亡Aの間で、将来、亡Aとの同居再開の話合いがされたという事実は認められないことからすると……消費生活上の家計を1つにするとの事情が存在していたと認めることは困難である。したがって、本件通達に定める生計維持要件を認めることはできない。」

さらに、判旨は夫の会社の取締役として支払われた報酬が生活費の交付とされるかについて、以下のように判示した。

「取締役とされた者は、その実働の有無にかかわらず、商法上取締役としての義務ないし責任を負うのであるから、Xの取締役としての実働の有無自体は、右判断を直ちに左右するものではないというべきであるし……商法上の問題点は別として……Xに対して訴外D社から支払われた取締役報酬につき、亡A自身による生活費の支払と同視することは困難であるといわざるを得ない。」

「以上のとおりであって、同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし……主文のとおり判決する」。

(2) 法律上の妻が夫の経営する会社の監査役として報酬を得ていた場合

(東京高裁平成 15 年 10 月 23 日判決)

(イ) この事件<sup>(4)</sup>の事実の概要は、以下のようなものであった<sup>(5)</sup>。

(i) X (原告・被控訴人) は、厚生年金保険の被保険者であった亡 A の配偶者（妻）であった。控訴人 Y (被告・控訴人) は、社会保険庁長官である。

亡 A は、昭和 49 年に訴外 B 工業所の代表取締役になった。訴外 B 工業所は同族経営の会社であり、亡 A が代表取締役に就いて以降、訴外 B 工業所の経営面・人事面はすべて亡 A 1 人の意思の下に決定されていた。

(ii) X は、亡 A が代表取締役になった後に訴外 B 工業所の監査役として登記され、昭和 52 年から平成 3 年まで訴外 B 工業所の経理責任者の地位にあった。平成 3 年 12 月、訴外 B 工業所は、訴外 B 社へと組織変更された。X は、平成 6 年 1 月に監査役を辞任した後、同年 2 月に訴外 B 社の取締役に就任し、同年 3 月には共同代表取締役に就任した。平成 8 年 11 月に X は代表取締役を退任し、亡 A と X の長男である訴外 C が代表取締役に就任した。X の勤務実態からすると、X は、実質的には訴外 B 社の経理担当従業員として稼働して、その報酬は口座振込の方法で支払を受けていた。

(iii) 亡 A は病気のため、平成 6 年 2 月に死亡した。亡 A 死亡の前年である平成 5 年の X の監査役としての報酬は、690 万円であった。X は平成 11 年 2 月に、Y に対し遺族厚生年金の裁定を請求したが、Y は X が「死亡した者（亡 A）によって生計を維持していらるものと認められない」との理由で、X に対し、遺族年金を支給しない旨の処分をした。

(iv) X は、この処分を不服として、群馬社会保険審査官に対して審査請求をしたが棄却され、さらに社会保険審査会に対して再審査請求をしたがこれも棄却された。その後、X は東京地方裁判所に本件処分取消しを求めて訴えを提起して、X の労務の提供と対価性を有すると認められる収入額は 600 万円に達するとは認められず請求が認容されたが、Y がこれを不服として東京高等裁判所に控訴した。

(ロ) 判旨は以下のようない由で原判決を取り消し X の請求を棄却した（上告・上告受理申立てはいずれも棄却）。

判旨は本件処分の適法性について次のように判示した。

処分の適法性について的一般論

「生計維持要件該当性の有無の認定は、一般の社会経済状況の変化に応じて不斷に変動し得る性質のものであるから、〔厚生年金保険〕法〔平成 12 年法律第 18 号による改正前のもの、以下

「法」という]自体において固定的かつ数量的な基準を定めるのは相当でなく、むしろ、このような変化に即応し得るように法自体では抽象的な要件を定めるのにとどめ、その適用に当たって一般の社会経済状況の変化を踏まえた運用を行うことが必要である。法59条1項が、単に『その者によって生計を維持したもの』との抽象的な定めを置いた上で、同条4項において……生計維持要件の解釈基準に関する事項をも政令に委任する趣旨であると解される」。

「次に、同項の規定に基づいて法施行令3条の10が定められ、同条は、遺族厚生年金の受給対象者を被保険者等の死亡当時その者によって生計を維持していた配偶者等とし、かつ、厚生大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者と規定し、厚生大臣は、通達1〔昭和61年3月31日府保発14号〕により同金額を年額600万円と定めた。さらに、その実際の運用に関しては、通達2〔平成6年11月9日府文発3235号〕が、上記金額の認定に当たり、被保険者等の死亡の前年の収入を基準とするものとしている」。

「前記のとおり、生計維持要件は、その事柄の性質上、固定的かつ数量的な基準を定めることになじまない要件であること及び収入自体その実態には多様な性格のものが考えられることからすると、多数の裁判請求の当否を一律かつ迅速に判断するためには、一定の基準を定めることが必要とされるものと解される。そうすると、法施行令3条の10が、遺族厚生年金の支給対象者を被保険者等の死亡当時その者によって生計を維持していた配偶者等で被保険者等の死亡当時その者と生計を同じくする者と定めた上で、厚生大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者を除外し、その収入額の定めを厚生大臣に委ね、厚生大臣がその収入額を600万円と定めたことも、上記委任の趣旨に含まれるもので、適法と解される」。

#### 本件処分の一般論へのあてはめ

「上記認定の事実によれば、Xは、亡A死亡の前年である平成5年において、監査役としての役員報酬名目で、訴外B社からXの銀行口座に振り込まれた690万円を取得しているのである。……そして、近い将来、Xの収入が同額未満になると予想されるような事情も見受けられないでのあるから、Xは、通達2に定められた生計維持要件の認定に照らして、遺族年金の受給資格がないものといわなければならない。……そして……本件処分が違法であることを理由にその取消しを求めるXの本件請求には理由がなく、棄却を免れない。……よって、Xの本件請求を認容した原判決は相当でないから、これを取り消した上で、Xの請求を棄却することとして、主文のとおり判決する」。

#### (3) 若干の検討

(イ) 労働基準法9条において、「この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所……に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定されているが、わが国の厚生年金保険法9条においては、「適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被

保険者とする」と規定され、労働基準法の定義は適用されない。したがって、株式会社の取締役および監査役も厚生年金保険の被保険者となり得る。

(ロ) 上記2件の判例においては、同族会社の経営に被保険者とその遺族がたずさわり、遺族厚生年金の第一受給者が、株式会社の取締役や監査役であった法律上の配偶者（妻）であった。

いずれの場合も、受給権者である妻は比較的高額の報酬を得ていたという事実が存在した。これらの判例においては、受給権者である配偶者との間に生計維持関係が認められるか否か、かつ、収入要件を満たすか否かが問題となった。

(ハ) 生計維持要件の認定に関する事項は、厚生年金保険法59条4項において「政令で定めること」とされている。そして、同項の規定に基づいて厚生年金保険法施行令3条の10が定められ、同条は、① 遺族厚生年金の受給対象者を被保険者等の死亡当時その者によって生計を維持していた配偶者等とし、かつ、② 厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者としている。

(二) 判例(1)においては、別居配偶者についても消費生活上の家計を1つにする実態を必要とすることは合理性があると判示された。そして、被保険者亡Aと法律上の妻が、① 亡Aの死亡時住所を異にし、かつ、② 将来、同居再開の話合いがされた事実がないことからすると、「昭和61年4月30日府保発第29号」に定める「消費生活上の家計を一にしていると認められるとき」という生計維持要件を認めることはできないとされた。さらに、亡Aの会社の取締役として支払われる報酬が生活費の交付とされるかについては、その実働の有無にかかわらず、生活費の支払と同視することは困難であるとされた<sup>(6)</sup>。

(ホ) 判例(2)の亡A死亡当時の収入基準は、「昭和61年3月31日府保発14号」により年額600万円とされていた。また、その実際の運用に関しては、「平成6年11月9日府文発3235号」によって、収入金額の認定基準を、被保険者等の死亡の前年の収入とされていた。この通達の別添1(1)ただし書きにおいて、「これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない」とされていた。これは、形式的基準を機械的に適用した結果生じるおそれのある不都合を回避しようとする趣旨と考えられる。その後、この収入基準は、「平成6年11月9日府保発36号」により850万円とされた。

判例(2)では、原審（東京地判平成14・11・5判時1821号20頁）において、生計維持関係の判断要素として、同族経営の実態が問題にされている<sup>(7)</sup>。

これは上記「平成6年11月9日府文発3235号」別添1(1)ただし書きの趣旨を取り入れたものと考えられる<sup>(8)</sup>。そして、Xの労務の提供と対価性を有すると認められる収入額は600万円に達するとは認められないとしてXの請求が認容された<sup>(9)</sup>。しかし、東京高等裁判所では、「昭和61年3月31日府保発14号」収入基準である600万円を厳格に適用し、Xの請求を棄

却するに至った<sup>(10)</sup>。

### 三 重婚的内縁関係および近親婚関係が主な争点となった事件

#### (1) 互いに協力して社会通念上夫婦として共同生活を現実に営んでいた場合

(最高裁昭和58年4月14日第一小法廷判決)

(イ) この事件<sup>(11)</sup>の事実の概要は、以下のようなものであった<sup>(12)(13)</sup>。

(i) X(原告・控訴人・上告人)は、亡Aの法律上の配偶者(妻)であり、Y(被告・被控訴人・被上告人)は、農林漁業団体職員共済組合理事長である。

(ii) Xは、昭和5年に亡Aと結婚し、当時亡Aは警視庁巡査の職にあった。その後、Xと亡Aの間には4人の子が出生した。ところが、亡Aが訴外Bと親密な関係を結んだため、夫婦の仲が険悪となった。昭和28年、Xと亡Aは協定書を取りかわし、別居するにいたり、亡Aと訴外Bは、同棲するに至った。

その後、Xは離婚調停の申立てをし不調となったが、亡AはXと子らと同居するようになつた。しかし、亡Aは家庭内で孤立していた。

(iii) 昭和31年、亡Aは訴外Cと親密になり、同年11月21日頃再度家を出ることを決意した。別居の前提として、末子が18歳になるまでの養育費の支給が協議された。また、警察恩給をXが直接受領することを承諾する旨の承諾書を作成してXに交付した。

そして、亡Aと訴外Cは同棲をはじめ、死亡する昭和43年8月4日まで一度もXのもとに帰り宿泊することはなかった。亡Aの死亡後は、警察恩給の支給はなくなったが、その約5分の3に当たる額がXに対する扶助料としてXに支払われていた。

(iv) 訴外Cは亡AのXへの送金を助けるため、働き協力してきた。昭和35年には、亡Aの健康保険の被扶養者および税法上の扶養親族は、訴外Cとその連れ子となった。昭和39年、亡Aは訴外Cを実母らに新しい妻であると紹介し、昭和40年にXと亡Aの虚偽の協議離婚届を提出した後、亡Aと訴外Cとその連れ子との間に婚姻および養子縁組の届出がなされた。亡Aの葬儀や遺骨の埋葬は、訴外Cが行なった。

(v) Xは、亡Aが加入していた農林漁業団体職員共済組合理事長Yに対し、遺族年金の支給申立てをしたが請求は却下され、農林漁業団体職員組合審査会に対して審査請求をしたが棄却された。その後、Xは上記却下決定の取消しと遺族給付の全額支給を求めて、東京地方裁判所に訴えを提起したが請求を棄却され、東京高等裁判所に控訴したが棄却され最高裁判所に上告した。

(ロ) 判旨は以下のようない由で上告を棄却した(確定)。

判旨は遺族給付を受給する配偶者の認定について次のような一般論を説示してXの請求を棄却した。

「農林漁業団体職員共済組合法……24条1項の定める配偶者の概念は、必ずしも民法上の配偶者の概念と同一のものとみなさなければならないものでな〔い〕」。「また……組合が給付する遺族給付は、組合員又は組合員であった者……が死亡した場合に家族の生活を保障する目的で給付されるものであって……右遺族の範囲は組合員等の生活実態に即し、現実的な観点から理解すべきであって、遺族に属する配偶者についても、組合員等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦として共同生活を現実に営んでいた者をいうものと解するのが相当であり、戸籍上届出のある配偶者であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込のないとき、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、もはや右遺族給付を受けるべき配偶者に該当しないものというべきである」。

次いで、判旨は本件の事実関係に基づいて以下のように判示した。

「(1) Xと亡Aは、事実上婚姻関係を解消することを合意したうえ別居を繰り返しており、  
(2) 亡AのXに対する前記経済的給付はいずれも事実上の離婚給付としての性格を有していたとみられ、(3) 更に、Xとしては昭和31年12月の別居以後は共同生活を伴う婚姻関係を維持継続しようとする意思がなかったと認められ……Xと亡Aとの間の婚姻関係は、昭和31年12月以降は事実上の離婚状態にあったものといわざるをえず、亡Aが死亡した昭和43年8月4日頃にはその婚姻関係は実体が失われて形骸化し、かつ、その状態が固定化していたというべきである」。そうすると、「Xは本件共済組合法24条1項にいう遺族給付を受けることのできる配偶者には該当しないものと解するのが相当である〔る〕」。

## (2) 離婚の話合いが行われていた場合および婚姻関係修復の努力が行われていなかった場合

(最高裁平成17年4月21日第一小法廷判決)

(イ) この事件<sup>(14)</sup>の事実の概要は、以下のようなものであった<sup>(15)</sup>。

(i) X(原告・被控訴人・被上告人)は、亡Aの内縁の妻であり、Y(被告・控訴人・上告人)は、日本私立学校振興・共済事業団理事長である。Bは、亡Aの法律上の妻であって補助参加人であった。

(ii) 亡AとBは、亡Aが勤務していた国立大学の宿舎で同居していたが、昭和53年ないし昭和55年ころから亡Aが宿舎を出て別居するようになった。亡AとBは、婚姻関係を修復しようとする努力はせず、昭和57年夏ころ以降は会うこともなかった。亡Aは、Bとの別居を開始する以前から、Bと離婚に向けた話合いを持っていたが、亡Aが積極的に離婚を希望したのに対して、Bはこれを拒絶し、その後、亡Aと話し合うこと自体を拒絶するようになった。

(iii) Xは、亡AがBと別居するようになった後に亡Aと親密な関係になり、昭和59年ころから亡Aと同居して夫婦同然の生活をするようになって、亡Aの収入により生計を維持していた。

(iv) 亡Aは、Bに対し平成元年12月22日、1000万円を送金したが、これには、亡Aの勤務していた国立大学の宿舎から円満に転居してもらう費用を支払う趣旨のほか、亡AとBとの婚姻関係を清算するための金員を支払う趣旨も含まれていた。

(v) 亡Aは平成13年1月12日に死亡したが、Xが最後までその看護をした。

亡AとBとの別居は、亡Aが死亡した日までの20年以上にわたった。その間、両者の間に反復・継続的な交渉はなく、亡Aが宿舎料を負担していたほかは一方が他方の生活費を負担することはなかった。

(vi) XはYに対し、私立学校教職員共済法に基づく遺族共済年金を請求したが、Yは支給しない旨の裁定をした。そこで、Xが東京地方裁判所に処分取消しを求めて訴えを提起し請求は認容されたが、Yがこれを不服として東京高等裁判所に控訴した。しかし、棄却されたので、Yが上告受理を申し立てた<sup>(16)</sup>。

(ロ) 判旨は特に一般論を展開することなく、以下のような理由でYの上告を棄却した(確定)。「このような事実関係の下では、亡Aと参加人Bの婚姻関係は実体を失って修復の余地がないまでに形がい化していたものというべきであり、他方、Xは、亡Aとの間で婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者というべきであるから、参加人Bは私立学校教職員共済法25条において準用する国家公務員共済組合法2条1項3号所定の遺族として遺族共済年金の支給を受けるべき『配偶者』に当たらず、Xがこれに当たるとした原審の判断は、正当として是認することができる」。

なお、本判決には、以下のとおり横尾和子裁判官の反対意見がある。

「このような事実関係によれば、亡Aは、別居後も、対外的に参加人Bを妻として取り扱っていたものというべきであるから、亡Aと参加人Bの婚姻関係がその実体を失って形がい化していたものということはできない」。

### (3) 叔父と約42年間にわたって近親婚関係にあった場合

(最高裁平成19年3月8日第一小法廷判決)

(イ) この事件<sup>(17)</sup>の事実の概要は、以下のようなものであった<sup>(18)</sup>。

(i) X(原告・被控訴人・上告人)と亡Aは三親等の傍系血族(叔父〔父の弟〕と姪)であって内縁関係にあり、Y(被告・控訴人・被上告人)は、社会保険庁長官である。

(ii) 亡Aは、昭和30年訴外B(Xの母のいとこ)と婚姻し、長女訴外Cが出生した。BはCの出産前後から統合失調症に罹患し、昭和31年末には実家に帰った。亡AはBとの婚姻関係の継続は困難であると考え、離婚の協議を行ったがそれは4年間継続した。

(iii) 亡Aは夜勤が多かったので、Cの世話を亡Aの父母が行っていた。しかし、家業は農業であって年中多忙であったことから、Cの世話は十分でなく栄養失調気味であった。亡Aは、

Cの面倒をみてもらうため再婚を考えはじめたが、なかなか結婚相手を見つけることができなかった。親族の中で戸主の立場にある訴外D（Xの祖父・亡Aの父）の発言権が絶対であった。Dは、CがXに一番なついていたこと等から、亡Aとの結婚を提案した。

Xの周りには、農業で生計を立てている者が多く、地域的な特性から親戚同士で結婚することも多くあった。

(iv) 亡AとBとの協議離婚は、昭和35年に成立した。その後、亡Aは扶養家族・税金控除・出産費用等を認めてもらうため、Xと亡Aが結婚したことについて、証明書を町長宛に提出した。Xは、亡Aを世帯主とする健康保険証に氏名を記載され、源泉徴収票上にも配偶者控除の対象として記載され、出産に際しては共済組合から出産費用の支給を受けた。

(v) Xと亡Aは、共同生活の開始以降、亡Aが平成12年に亡くなるまで夫婦として生活した。Xと亡Aの間には、訴外Eおよび訴外Fが出生して、亡Aが認知をした。X・亡A・C・E・Fは、亡Aの収入から生活費を支出し、Xが家事を担当して家族として5人で生活を送った。Xは、亡Aが死亡するまで、事実上の妻として役割をはたし生活してきた。

(vi) Xは、亡Aの死亡後、遺族厚生年金の裁定請求をしたが、Yは民法の禁止する近親婚に当たるとして、不支給処分をした。Xは、この処分を不服として東京地方裁判所に処分取消しを求めて訴えを提起し請求が認容された。Yが東京高等裁判所に控訴したところ原判決が取り消された。そこで、Xが最高裁判所に上告・上告受理申立てをした。

(口) 判旨は以下のような理由で原判決を破棄し控訴を棄却した（確定）。

「〔厚生年金保険〕法が、このように、遺族厚生年金の支給を受けることができる地位を内縁の配偶者にも認めることとしたのは、労働者の死亡について保険給付を行い、その遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的にかんがみ、遺族厚生年金の受給権者である配偶者について、必ずしも民法上の配偶者の概念と同一のものとしなければならないものではなく、被保険者等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者にこれを支給することが、遺族厚生年金の社会保障的な性格や法の上記目的にも適合すると考えられたことによるものと解される」。

次いで、判旨は遺族厚生年金の受給の適否について以下のように判示した。

「我が国では、かつて、農業後継者の確保等の要請から親族間の結婚が少なからず行われていたのは公知の事実であり……Xの周囲でも、前記のような地域的な特性から親族間の結婚が比較的多く行われるとともに、おじと姪との間の内縁も散見されたというのであって、そのような関係が地域社会や親族内において抵抗感なく受け容れられている例も存在したことがうかがわれるるのである。……したがって、このような事情が認められる場合、その内縁関係が民法により婚姻が禁止される近親間におけるものであるという事をもって遺族厚生年金の受給権を否定することは許されず、上記内縁関係の当事者は法3条2項にいう『婚姻の届出をしていない

が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者』に該当すると解するのが相当である」。

「以上によれば……Xの請求には理由があり、これを認容した第1審判決は正当であるから、Yの控訴を棄却すべきである」。

なお、本判決にも、以下のように横尾和子裁判官の反対意見がある。

「民法734条1項は、三親等の傍系血族間の婚姻について何ら留保も置かず禁止しているのであり、各婚姻関係間において、反倫理性、反公益性の大小を論ずることは躊躇せざるを得ない。」そうすると、「Xは、法3条2項にいう『事実上婚姻関係と同様の事情にある者』には該当せず、法59条1項本文により遺族厚生年金の支給を受けることができる配偶者には当たらないものというべきであ」り、「原審の判断は、正当として是認することができ、Xの請求には理由がないから、本件上告を棄却するのが相当である」。

#### (4) 若干の検討

(イ) 民法は婚姻の要件を規定しているが、その要件の1つとして「配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない」(732条)と規定し重婚を禁止している。また、「直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない」(734条1項)と規定し、近親者間の婚姻を禁止している。しかし、遺族年金の受給権者となり得る配偶者の概念は、民法上の概念が必ずしも妥当するのではない。

本稿で検討の対象としている厚生年金保険法3条2項・農林漁業団体職員共済組合法24条1項・私立学校教職員共済法25条においてそれぞれ定める配偶者の概念は、「この法律において、『配偶者』、『夫』及び『妻』には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする」と規定されている。このことは、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者に遺族年金を支給することが遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという厚生年金保険法等の法の目的に適合するとの判断によるものである。

そして、上記3件の判例においては、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に重婚的内縁者および三親等内の傍系血族間の近親的内縁配偶者の生活実態に照らし厚生年金保険法等の目的に合致するか否かが問題となった。

(ロ) まず、重婚的内縁関係に関する判例において問題となつた法律婚の実体喪失の判断基準は、①当事者が離婚の合意に基づき、夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが、戸籍上離婚の届出をしていない場合、②一方の悪意の遺棄によって共同生活が行われていない場合に、その状態が長期間継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、とされている(昭和38年の内閣法制局の意見「国家公務員共済組合法第二条第一項第二号イにいう『配偶者』の意義について」)。そして、②の期間については、その後に具体的期間が示されており、おおむね10年程度以上とされている(昭和55年の社会保険庁の通牒「昭和55年

5月16日府保発13号])。また、重婚的内縁関係の取扱いについては、競合する法律婚が当然優先するが、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」に限り、重婚的内縁配偶者が受給権を有することが確認されている（昭和55年の社会保険庁の通牒「昭和55年5月16日府保発15号」）<sup>(19)</sup>。

本稿で検討した判例(1)においては、婚姻関係が実体を有するか否かの判断について、①事实上婚姻関係を解消する合意、および、②夫婦共同生活の実体の2つの要件を設定し、比較的厳格な要件を課している。したがって、法律上の妻が遺族年金の受給権者とならない場合に自動的に内縁の妻が受給権者となるとされているわけではないことになる<sup>(20)</sup>。

判例(2)では、事实上婚姻を解消する合意は存在しなかったが、法律上の妻との20年以上の別居や反復・継続的な交渉がなかったこと、婚姻関係を修復しようとする努力がなかったこと等の夫婦共同生活の実体を婚姻関係の形がい化と認定した。

もっとも、判例(2)においては、婚姻関係の形がい化によって法律上の妻の「配偶者」該当性の否定されることが、直接的に重婚的内縁配偶者の「配偶者」該当性を根拠づけるものとされている<sup>(21)</sup>。

(iv) 次に、判例(3)における三親等の傍系血族にある者の近親的内縁関係における配偶者が遺族年金の受給権者となる場合の判断基準は、重婚的内縁関係の取扱いに関する通牒（昭和55年の社会保険庁の通牒「昭和55年5月16日府保発15号」）において重婚的内縁関係の判断基準を示すとともに、既に示されている。すなわち、民法において近親婚（734条）・直系姻族婚（735条）・養親子婚（736条）が禁止されているが、これらは反倫理的な関係であるので、内縁関係においても事実婚と認めないとするものである<sup>(22)</sup>。

判例(3)の判断においても、原則として民法の定める婚姻秩序に反する内縁関係にある者は配偶者と認めないとした。ただし、このような場合においても、配偶者と認められる特段の事情（農業後継者の確保・地域的特性など）があることを判示し、婚姻法秩序を損なう反倫理性と残された当事者の生活保障の必要性の程度を比較衡量している<sup>(23)</sup>。

#### 四 判例における判断要素

(1) 生計維持が主な争点となった事件の場合における判断要素に関しては、被保険者亡Aと法律上の妻が、生計を1つにする実態が必要であるとされ、①亡Aの死亡時に住所を異にし、かつ、②将来、同居再開の話合いがされた事実がないことが問題とされている。また、亡A死亡当時の収入金額の認定基準は被保険者等の死亡の前年の収入とされ、さらに、「平成6年11月9日府文発3235号」別添1(1)ただし書きにより「これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない」とされている。しかしながら、これまでの判例を検討すると、具体的にどの

ような事実関係がこれに該当するのか現段階で推認するのはかなり困難である。この他に、取締役および監査役としての「報酬」に、実態として生活費の性格を有する部分が存在したとしても、生計維持関係は認められていない。

(2) (イ) 重婚的内縁関係が主な争点となった事件の場合の判断要素としては、競合する法律婚が当然優先するが、法律婚が実体を全く失ったものになっているときは、重婚的内縁配偶者が受給権を取得するものとされる。

判例における法律婚の「実体喪失の判断基準」は、①当事者が離婚の合意に基づき、夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが、戸籍上離婚の届出をしていない場合、②一方の悪意の遺棄によって共同生活が行われていない場合に、その状態が長期間継続し（おおむね10年以上）、当時者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、とされている<sup>(24)</sup>。

他方、近親的内縁関係の配偶者の生計維持関係の判断要素としては、原則として、民法の禁止する婚姻は認めないとされるが、特段の事情がある場合には、近親婚という反倫理性と残された当事者の生活保障の必要性の程度を比較衡量して判断する、というアプローチを探っている。

(ロ) 遺族年金に関する同様の問題は、カナダにおいても発生している。適用される法律は、年金給付金法 (Pension Benefits Act) である。

年金給付金法は、例えば遺族年金 (survivor pension) 又は退職前死亡給付金 (pre-retirement death benefit) のように、年金プラン (Pension Plan) に基づいて給付金を受領する権利を被用者（被保険者、以下同じ）の配偶者（被扶養者、以下同じ）に付与する特別優先権 (super-priority) を規定している。年金給付金法に基づく配偶者の権利を判断する場合には、関連性のある時点において、単に被用者の配偶者であることおよびそれ自体では、配偶者給付金の権利を付与する資格がないことは重要なこととして指摘されている<sup>(25)</sup>。

カナダは連邦制の国家であって連邦および州においてそれぞれ立法がされているが、多くの行政区画（連邦および州、以下同）において、配偶者の地位の決定がなされる際に、当該被用者および当該配偶者が関連性のある時点で別居している場合には、法律上の配偶者には配偶者給付金の資格がなくなる。この点に関しては、関連性のある時点において、法律上の配偶者に優先して同居している内縁配偶者に優先権が付与されることになる。この同居ルールは、カナダのすべての行政区画において適用されるのではない<sup>(26)</sup>。

なぜなら、配偶者給付金のための配偶者の資格は、まさに期間結果の被扶養者 (time-event dependent) であり、年金保険法は当該被用者が年金預け金 (pension credit) を稼いでいる当該年数の期間に被用者と同居していた以前の配偶者に一定の権利を付与する<sup>(27)</sup>。

この要件は行政区画により若干異なるが、あらゆる行政区画において「配偶者」の要件が年金保険法において定義されている<sup>(28)</sup>。一般的に、年金プランに加入している被用者の配偶者と

して判断されるのは、その 2 名が civil union もしくは domestic partnership に登録されて、その相手と結婚していなければならぬか、又は、いわゆる「内縁 (common law)」関係とよばれる関係において同居をしていなければならない。内縁配偶者、すなわち、同居している非婚の配偶者と判断されるためには、2 名が所属する行政区画において少なくとも 1 年、2 年又は 3 年を夫婦としての関係において同居しなければならない<sup>(29)(30)</sup>。

(ハ) わが国においても、遺族厚生年金を法律上の配偶者と重婚的内縁配偶者のどちらか一方に支給するのではなく、配分するような柔軟な取扱いが学説上主張されている<sup>(31)</sup>。上記で検討したカナダのように保険料を納めていた期間の同居期間に応じて分割して支給するというのは、わが国においても一考に値すると考えられる<sup>(32)</sup>。

## 五 終わりに

これまで検討してきたように、遺族厚生年金の受給に関しては、生計維持関係の存在並びに重婚的内縁配偶者および近親的内縁配偶者の取扱いが問題となっている。これらの問題のうち、生計維持関係の判断は、通達によって画一的に処理されていると考えられる。これに対して、重婚的内縁配偶者の取扱いは、事案によって様々である。いずれの事件においても競合する法律上の配偶者と被保険者が実体を伴って同居していた期間が存在するのであり、カナダのように保険料を納めていた期間、すなわち、同居期間に応じて分割して支給するということも検討に値すると考えられる。また、近親的内縁配偶者に関する判例は、現時点では本稿で検討した 1 件のみである。民法で禁止されている近親的内縁者に対する遺族厚生年金の支給が、どのような特段の事情によって認められるかは、今後の判例の積み重ねによって明確になるものと考えられる。

## 注

- (1) 小西國友『社会保障法』(有斐閣、2001 年) 312 頁。
- (2) この他に、障害厚生年金の受給権者が死亡する場合、老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡する場合も含む(厚生年金保険法 58 条 1 項 3 号・4 号)。
- (3) 判タ 1013 号 123 頁。
- (4) 平成 14 年(行コ) 第 297 号、遺族厚生年金不支給処分取消請求控訴事件判例集未登載。
- (5) 本事件の評釈として、福田素生・季刊社会保障研究 40 卷 2 号(2004 年) 101 頁。  
また、この事件の原審(東京地判平成 14・11・5 判時 1821 号 168 頁)の評釈として、水島郁子・判評 540 号(判時 1840 号、2004 年) 168 頁、および、加藤智章・法政理論(新潟大学) 36 卷 3 = 4 号(2004 年) 482 頁がある。
- (6) この事件の原審(東京地判平成 10・3・25 判タ 987 号 165 頁)の評釈として、大原利夫・法学志林 98 卷 1

号（2001 年）251 頁があり、生計維持関係の判断基準が本事件の争点であるとする。原審においても、X が亡 A の収入に依拠していなかったとして、生計維持関係を否定されているが（254 頁）、月額 18 万円程度の役員報酬等からすれば、生計維持関係を肯定すべき事案であったとする（258 頁）。

(7) 西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003 年）261 頁では、労働の対価であると実質的に認められる額は通常の定める 600 万円に達していないとして、生計維持関係を肯定しているのが注目されるとする。

(8) 水島・前掲注（5）170 頁では、本判決は、生計維持関係を収入基準のみで形式的に判断してはならないとする。その考え方自体は肯首できるが、本判決が実質的判断の必要なケースであったかについては疑問が残るとする。

(9) 加藤・前掲注（5）490 頁では、収入あるいは所得をどのようにとらえるかという問題であって、X の収入を① 実際の労務の提供に対する対価の部分と、② 亡 A による経営権の掌握に由来する収入とに分けたうえで、② の収入を亡 A なくして X が独立に得ることができた収入とは認めなかつたとする。これを本判決の核心となる問題とする。

(10) 福田・前掲注（5）105 頁では、本件事実関係から、「平成 6 年 11 月 9 日序文発 3235 号」の別添 1(1) ただし書きが適用になるような事案ではないとする。

(11) 民集 37 卷 3 号 270 頁。

(12) 本事件の評釈として、有地亭・昭和 58 年度重判解（ジュリ 815 号、1984 年）89 頁、本沢巳代子・社会保障判例百選〔第 3 版〕（2000 年、有斐閣）20 頁。

(13) 本件は、農林漁業団体職員共済組合法（昭和 39 年法 112 号による第 1 次改正後、昭和 46 年法 85 号による第 2 次改正以前のもの）24 条 1 項の遺族給付が争点となったものである。厚生年金保険法の解釈が問題とされた事件ではないが、配偶者に重婚的内縁者も含まれることを判示したところに重要性があり、厚生年金保険法上の遺族年金の解釈に与えた影響が大きいので（有地・前掲注（12）89 頁）、検討の対象とした。

(14) 判時 1895 号 50 頁。

(15) 本事件の評釈として、本沢巳代子・民商 133 卷 3 号（2005 年）545 頁、本山敦・金商 1227 号（2005 年）6 頁、須藤陽子・判評 566 号（判時 1918 号、2006 年）18 頁。

この事件の原々審（東京地判平成 16・3・19 判時 1866 号 34 頁）の評釈として、平田常子・賃金と社会保障 1402 号（2005 年）34 頁がある。なお、原審（平成 16 年（行コ）第 138 号、東京高判平成 16・8・19）は判例集未登載である。

(16) 本件の控訴審が、① 東京高等裁判所に控訴されたが棄却されたこと、② Y の上告受理申立てが受理されたことは、高裁判決が判例集未登載のため、本山・前掲注（15）を参照した。

(17) 判タ 1238 号 177 頁。

(18) 本事件の評釈として、片桐由喜・NBL856 号（2007 年）7 頁。

この事件の原審（東京高判平成 17・5・31 判時 1912 号 3 頁）の評釈として、衣笠葉子・民商 135 卷 1 号（2006 年）254 頁がある。

## 遺族年金の受給権についての一考察——生計維持関係および重婚的内縁配偶者を中心に

なお、原々審（東京地判平成16・6・22判時1864号92頁）の評釈として、竹中康之・判評554号（判時1822号、2005年）2頁がある。

- (19) 有地・前掲注<sup>(12)</sup>89-90頁、本沢・前掲注<sup>(12)</sup>21頁。
- (20) 有地・前掲注<sup>(12)</sup>90頁、本山・前掲<sup>(15)</sup>7頁。
- (21) 須藤・前掲注<sup>(15)</sup>20頁。
- (22) 通牒そのものは入手し得なかつたので、片桐・前掲注<sup>(18)</sup>8頁を参照した。
- (23) 片桐・同前頁。
- (24) 「重婚的内縁配偶者への遺族年金の支払の請求が『肯定』された判例」として、東京地判昭和63・3・28（判時1275号46頁）、東京地判平成3・10・30（判時1418号95頁）、「重婚的内縁配偶者への遺族年金の支払の請求が『否定』された判例」として、東京地判昭和58・7・27（訟月30巻1号128頁）、東京地判昭和62・11・25（判時1261号56頁）、東京地判平成元・9・26（判タ741号103頁）、東京地判平成2・11・20（判タ763号211頁）、岡山地判平成3・10・29（労判602号40頁）、名古屋地判平成13・9・14（判タ1086号124頁）。

「法律上の配偶者への遺族年金の支払の請求が『肯定』された判例」として、東京地判平成5・1・20（判タ833号181頁）、東京地判平成5・3・3（判タ859号129頁）、「法律上の配偶者への遺族年金の支払の請求が『否定』された判例」として、東京高判平成5・3・22（訟月39巻11号2388頁）。

- (25) ARI N. KAPLAN, PENSION LAW, IRWIN LAW INC, (2006), p.287.
- (26) ARI N. KAPLAN, *op. cit.* (note 25), pp. 287-288.
- (27) ARI N. KAPLAN, *op. cit.* (note 25), p. 288.
- (28) PBA, s.1, "spouse" see also fedelal (PBSA, ss. 2 (1) and (4)); Alberta (AEPPA, ss.1 (1) (ff.1) and1 (2)); Brirish Columbia (BCPBSA, ss. 1 (1) and (2)); Manitoba (MPBA, ss1 (1) and (3); New Brunswick (NBPBA, s. (1)); Newfoundland and Labrador (NIPBA, ss.2 (c.1) and (ff)); Nova Scotia (NSPBA, ss.2 (aj) and (ga); Quebec (QSPPA, s. 85); Saskatchewan (SPBA, s. 2 (1) (ff).
- (29) ARI N. KAPLAN, *op. cit.* (note 25), p. 288.
- (30) カナダ年金給付金法は、同性間の関係を配偶者給付金の資格に関する目的のため異性間の関係と同様に取り扱っている。2名が同性間の関係にあるか否かの決定においては、2名が内縁関係の配偶者にあるか否か決定するために使用されるのと同一の基準が使用されている (Ari N. KAPLAN, *op. cit.* (note 25), p. 289.)。
- オンタリオ州年金給付金法は、以前「同性間のパートナー (same-sex partner)」として知られる条項を有していた。しかし、この概念はカナダ連邦最高裁の判決である Reference re Same-Sex Marriage ([2004] 3 S.C.R.698) によって立法府により禁止され、議会が提出した法律案 C-38, Civil Marriage Act が2005年6月13日施行され、オンタリオ州における「配偶者 (spouse)」の定義は、婚姻又は内縁関係にあって同居している「2名」という文言を含んでいる (*ibid.*)
- (31) 二宮周平『事実婚の現代的課題』(日本評論社、1990年) 154-155頁。

(32) 遺族厚生年金に関する判例をコンパクトにまとめた文献として、西村健一郎「遺族年金の受給権者——最近の裁判例を素材として」週間社会保障 2345 号（2005 年）26-27 頁。